

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

令和七年十月十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高 頭 秀 和

第三号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和七年十月三日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字七本木字本郷下三千六十三番四、字本郷中三千百五十五番四、三千百五十五番五、三千百五十六番二	指定に係る道路の位置
八十二・二七	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)